

第1回垂井町庁舎のあり方検討委員会

と き 平成26年11月25日(火)

午前10時から

ところ 役場3階大会議室

次 第

- 1 委員委嘱
- 2 町長挨拶
- 3 委員長、副委員長選任について
- 4 委員会への依頼事項について・・・・・・・・・・ 6P
- 5 現庁舎の現状と課題について・・・・・・・・・・ 7P
- 6 委員会での検討事項について・・・・・・・・・・ 12P
- 7 その他

席次表

事務局

安田政之
 栗田伊美子
 鈴木準二
 多和田邦男
 広瀬みどり
 上田幸雄

[]
 []
 []

[] []

[] []

片、永 田
 岡 澤 邊
 兼 幸 敏
 男 男 之

[]
 []
 []

出村嘉史
 小野彰
 酒井時治
 高木貴美子
 丹羽洋子
 森崎孝之

垂井町庁舎のあり方検討委員会委員

(敬称略・順不同)

区 分	氏 名	所 属 等
学識経験を有する者	で 出 村 嘉 史 むら よし かつみ	岐阜大学 准教授
	やす 安 田 政 之 だ まさ ゆき	公益社団法人岐阜県建築士会 副会長
町の区域内の公共的団体等から推薦された役員又はその団体に所属する者	お 小 野 彰 の あきら	垂井町商工会
	くり 栗 田 伊 美 子 た い み こ	垂井町女性防火クラブ
	さか 酒 井 時 治 い と き はる	垂井町地区まちづくり協議会連絡会
	すず 鈴 木 準 二 き じゆん じ	垂井町連合自治会連絡協議会
	たか 高 木 貴 美 子 ぎ き み こ	垂井町交通安全女性連絡協議会
	た 多 和 田 邦 男 わ だ くに お	垂井町消防団
	に 丹 羽 洋 子 わ よう こ	垂井町女性のつどい協議会
	ひろ 広 瀬 み どり せ	垂井町食生活改善協議会
公募による町民	うえ 上 田 幸 雄 だ ゆき お	
	た 田 邊 とし 敏 之 なべ とし ゆき	
町職員	なが 永 澤 幸 男 さわ ゆき お	副町長
	かた 片 岡 兼 男 おか かね お	健康福祉課長

垂井町庁舎のあり方検討委員会に関する要綱

(開催)

第1条 垂井町庁舎のあり方について、必要な事項を検討し、又は協議するとともに、町民の意見及び提案を反映させるため、垂井町庁舎のあり方検討委員会（以下「委員会」という。）を開催する。

(検討又は協議事項)

第2条 委員会は、垂井町庁舎の今後のあり方について検討又は協議を行う。

(組織)

第3条 委員会は、委員15名以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、町長が委嘱又は任命する。

(1) 学識経験を有する者

(2) 町の区域内の公共的団体等から推薦された役員又はその団体に所属する者

(3) 公募による町民

(4) 町職員

(任期等)

第4条 委員の任期は、検討又は協議について町長へ報告を行う時までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員のうちから互選する。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、総務課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成26年9月26日から施行する。

写

垂総第41号

平成26年11月25日

垂井町庁舎のあり方検討委員会 委員長 様

垂井町長 中 川 満 也

垂井町役場本庁舎の今後のあり方について（ご依頼）

垂井町役場本庁舎は、昭和41年10月の竣工から48年が経過し、建物や設備などの老朽化が進んでおります。

また、本庁舎の耐震診断の結果、耐震性能に大きな問題があることが明らかとなりました。


住民サービスや災害対策の拠点となる本庁舎の今後のあり方は、町政において喫緊の課題であり、本庁舎基本構想に反映させるため、貴委員会の適切なご意見及びご提言をいただきますようお願い申し上げます。

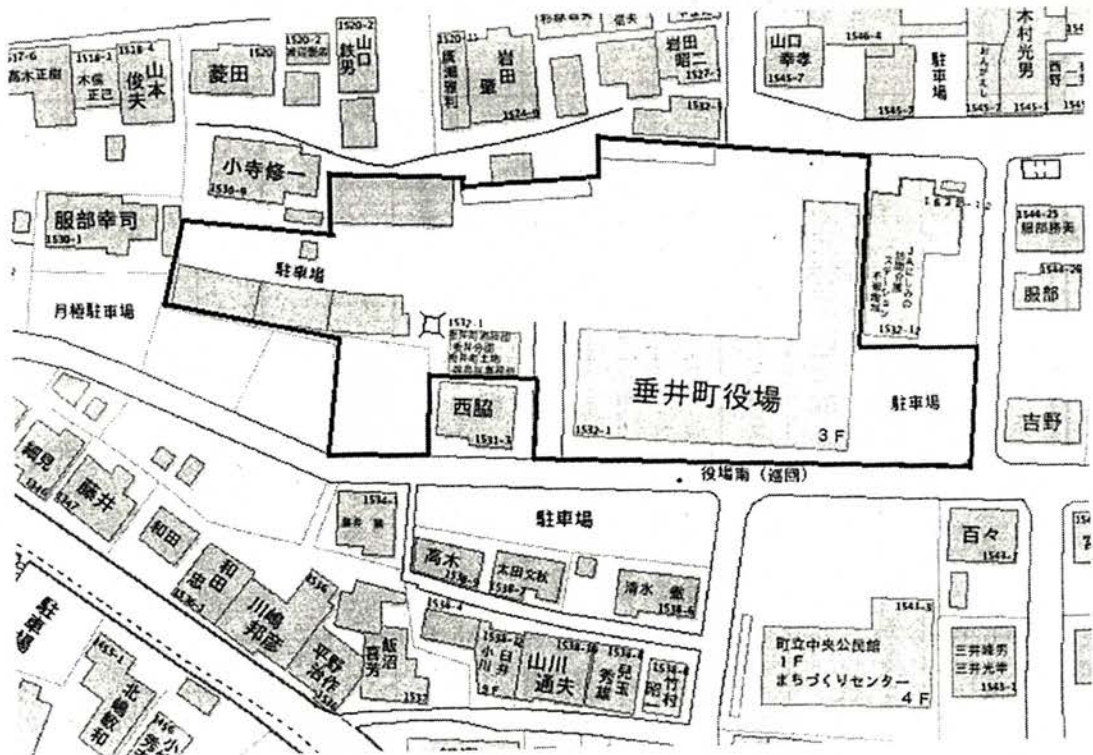
現庁舎の現状と課題について

昭和41年に竣工した現庁舎は、これまで度重なる改築及び附属建物の増設を経て、現在に至っています。建築から48年以上が経過し、建物等の老朽化や高度情報化への対応の限界、バリアフリー対応への不足といった問題を抱えています。また、庁舎等の狭隘化は、町民サービスの低下や行政効率の低下を招く要因になっています。

さらに、耐震診断では耐震性の不足が指摘され、現庁舎は地震時の安全面や防災拠点としての機能を担う上で問題があり、早期の対応が求められています。

○現庁舎の概要

住 所	岐阜県不破郡垂井町1532-1	地区・地域	市街化区域 商業地域
竣 工	昭和41年10月	防火地域	準防火地域
経過年数	48年	建 ぺ い 率	80%
構造・規模	RC造 3階建 地下1階	容 積 率	200%
敷地面積	4,366.51㎡		
延床面積	3,307.22㎡		
Is値	0.38		
職 員 数	116人		
来客用駐車台数	60台(3)		
公用車駐車台数	29台		



○現庁舎の課題

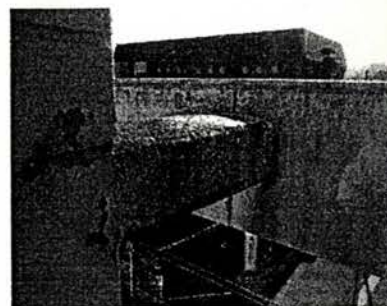
① 耐震性の不足

現庁舎は、昭和56年に施行された現行の耐震基準以前に建設されており、耐震診断調査においては、建物の耐震性が基準を大きく下回っており、人命に関わる建物被害が発生する可能性があることが明らかになるとともに、防災拠点としての機能も損なう恐れがあるため、早期の対応が求められています。

(耐震調査の結果) I_s 値 0.38

(診断判定)「耐震性能は劣るので被害を防ぐため補強が必要であると思われる」との診断判定となりました。

※国の基準では、 I_s 値が0.3以上、0.6未満の場合は、地震の震動及び衝撃に対して倒壊また、崩壊する危険性がある建物であると規定しています。



バルコニーの劣化

② 施設・設備の老朽化

建物は、全体的に老朽化が進んでおり、破損・故障箇所などについては、随時修繕を行っていますが、抜本的な構造改修が困難な箇所もあります。

また、電気・給排水・空調設備等の老朽化も進んでおり、補修を繰り返しながらの対応であり、年々維持管理費が嵩んでいる状況にあります。

特に空調設備においては老朽化が著しく、機器が古く交換部品等の調達が困難な状態にあるため、空調設備改修の早期検討が必要となっています。



屋上防水機能の劣化による雨漏り



いたる所ではがれる床材

③ 庁舎等の狭隘化

現庁舎は、建設時に比べ、行政事務の拡大や職員数の増加に伴い事務室が狭隘化しており、町民からの各種申請・申告・相談などに対応するためのスペースを十分確保できない状況にあります。さらに、職員の打合せや作業スペース不足なども発生しています。

また、駐車場は窓口の繁忙期や会議などの開催が重なる場合には、満車状態になり、駐車場所の確保が難しい状況にあります。



狭い執務スペース



書庫の不足により窓際に置かれた書類



待合スペースが狭くプライバシーが保てない

④ バリアフリー化への対応が困難

現庁舎は、身障者用トイレの設置などバリアフリー化への対応を行ってききましたが、エレベーターなど現庁舎では対応が困難なものもあり、高齢者や身障者への配慮が十分ではありません。



バリアフリーに対応できていないトイレ

⑤ 高度情報化対応への限界



露出している LAN 配線の状況

現庁舎は、IT機器の設置やシステム配備に伴うスペース、電気容量などが不足しています。今後、高度情報化への対応がますます求められますが、情報ネットワーク環境の拡張には限界があります。

○庁舎の整備方針

①現庁舎の耐震を行う場合

メリット	デメリット
<p>①敷地は、現在地なので新たに敷地取得の費用はかからない。</p> <p>②既存庁舎の解体の必要がない。</p> <p>③建て替えに比べ、早期着工が可能である。</p>	<p>①昔からの中心街に位置しているため、アクセス道路が狭く、位置も分かりにくい。</p> <p>②駐車場が狭く、会議等で不足が生じ、かつ、駐車しづらい等を考えると今後拡張が必要である。</p> <p>③補強により、建物使用に制約が生じる。また Is 値を 0.9 にあげると、利便性がかなり落ちる。</p> <p>④耐震しても建物の大きさ、各室の広さ、使いやすさも含め、手狭な状況は変わらない。</p> <p>⑤工事を行う場合、仮庁舎の検討が必要となる。現駐車場に配置すると、臨時の駐車場が必要となる。また中央公民館の利用とその駐車場に仮庁舎を配置する可能性も考えられる。</p> <p>⑥仮庁舎への引っ越しがあり、費用も伴う。</p> <p>⑦施工中の町民利用について、施設内の利用場所が分かりにくく、利便性は落ちる。</p> <p>⑧手狭な状況は変わらず、バリアフリーに対応するには限界がある。</p> <p>⑨中央公民館に分散している課の解決には至らない。</p> <p>⑩施設の防災拠点機能を満たすには、施設の広さ（専用室・備蓄等）が不足している。</p> <p>⑪建築から 48 年が経過しており、耐震補強工事の他に施設改修、設備更新等の費用が伴う。</p> <p>⑫施工中の安全性は、工事関係者や施設利用者、職員が注意をはらっていても、事故の危険性がつきまとう。</p> <p>⑬道路や駐車場の狭さを考えると、災害活動がしやすいとは考えにくい。</p>

	<p>⑭騒音など周辺環境の悪化が懸念され、工事車両の出入りで交通の危険がつきまとう。</p> <p>⑮耐震補強工事を行っても、近い将来には改築が必要となる。</p> <p>⑯中央公民館も同じく耐震改修していかなければならず、近い将来には改築が必要となる。</p>
--	---

②現庁舎の建て替えを行う場合

メリット	デメリット
<p>①執務室等の配置や使いやすさについては、これから検討し建物に反映ができる。</p> <p>②中央公民館内に分散している課を取り込める。</p> <p>③バリアフリーに対応した庁舎が建設できる。</p> <p>④施設の防災拠点機能は、これから検討し建物に反映ができる。</p> <p>⑤これからの検討により、耐震構造と免震構造の選択が可能である。</p> <p>⑥耐震性及び耐用年数が確保され、半世紀にわたり、庁舎問題の検討が不要となる。</p>	<p>①場所によっては土地の購入が必要となり、取得する期間もかかる。</p> <p>②騒音など周辺環境の悪化が懸念され、工事車両の出入りで交通の危険がつきまとう。</p> <p>③中央公民館を有効活用する場合は改修費用。若しくは解体費用が発生する。</p>

委員会での検討事項について

(1) 第1回会議 (11月25日開催)

委員委嘱

現庁舎の現状と課題

(2) 第2回会議 (平成27年2月開催予定)

現庁舎における問題点の確認

耐震補強と建て替え整備の比較検討

(3) 第3回会議 (平成27年6月～7月開催予定)

(4) 以後、数回開催予定。

○基本構想の位置づけ

